（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

（介護保険法施行令の一部改正）

第十六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の規定（同法第二十条第一項第一号に限る。）

（総務省組織令の一部改正）

第十七条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十五条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項」に改め、同項第三号中「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第三項」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十八条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十九条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十四条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項」に改める。

附則第十八条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

新型インフルエンザ等対策推進会議令をここに公布する。

御名御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三十八号

新型インフルエンザ等対策推進会議令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2　会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第四条　会議に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
基本的対処方針分科会	一　新型インフルエンザ等対策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この項において「法」という。）第十八条第四項の規定により会議の権限に属させられた事項を処理すること。
医療及び公衆衛生分科会	医療の提供体制の確保に関する事項その他の医療及び公衆衛生に関する事項を調査審議すること。
社会経済活動分科会	法第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者の登録の基準に関する事項その他社会経済活動に関する事項を調査審議すること（医療及び公衆衛生分科会の所掌に属するものを除く。）。